

組合そくほう

信州大学教職員組合

<http://www7a.biglobe.ne.jp/~akarenga/>

全大教ホームページ <http://www.zendaikyo.or.jp/>

信州大学教職員組合事務局

直通電話：0263-33-0933 (FAX 兼用)

内線：811-2341

メール：akarenga@kbf.biglobe.ne.jp

通算 926 号 2024 年 4 月 5 日発行

労働契約法の趣旨に反する雇い止め！ マーク・ブライアリー准教授をご支援ください

全学教育センターのマーク・ブライアリー外国語准教授は、2005年4月から、外国語・外国事情担当教員として、本学で英語を教えてきました。この3月で、実に19年間信州大学のために働いてきたことになります。ブライアリーさんの契約は、2005年4月から2024年3月まで、期間の定めのある契約でした(1年または3年の契約を繰り返してきた)。日本の労働法制においては、期間の定めのある契約が繰り返される場合、期間の定めのない契約になるという判例が確立しています。しかし、昨年7月、信州大学は、2024年3月末で契約を終了し、契約を更新しないとブライアリー外国語准教授に通告しました。

大学側は、「少なくとも平成30年4月には本人に最終契約満了日を通告済みであり、あくまで契約期間満了」だと主張しています。この点には、両者の間に認識の相違があります。しかし、たとえ大学側の言い分を認めたとしても、19年働き続けてきた人の契約を継続しないのは、非常に問題なのではないでしょうか。

ブライアリー外国語准教授は、2024年1月、労働契約法18条に基づいて無期転換の申込をしました。それに対して、大学側は、信州大学外国語・外国事情担当教員は、大学教員任期法に定める労働契約法の例外(無期転換申込権は、10年で発生)に当たるので、5年間の雇用継続では無期転換申込権は発生しないと主張しています。そして、労働契約法の施行が2013年からであり、ブライアリー准教授の労働契約は、2012年から3年契約になっているため、3年後の2015年から数え始めて10年を経過していないと主張しています。(2024年3月で、ちょうど9年になります。)

しかし、この主張は、10年以上の雇用によって無期転換権が発生するのを避けようというものであり、労働契約法の趣旨に反するものです。

また、判例をみるならば、ブライアリー准教授のように語学だけを教える教員については、10年の特例は適用されないという重要判例があります(専修大学事件、羽衣学園事件～後者については、現在、最高裁に継続中)。

信州大学教職員組合中央執行委員会は、2024年2月、ブライアリーさんを支援することを決定しました。ブライアリーさんは、裁判に訴える予定です。ぜひ、ご支援をよろしくお願いいたします。



駐車場問題

信州大学教職員組合は、通勤距離が2km未満であるが、子育て・介護のためにやむを得ず駐車場を利用しなければならないため、特別に駐車場の利用が認められている職員(約 50 名)の駐車場料金が月 4500 円であることについて、高すぎるのではないかという問題提起をしています。通勤距離が2km以上の通常利用者の駐車場利用料金は 2500 円ですので、特別料金は 2000 円も高く設定されています。

新駐車場が建設される前は、通常料金が 1000 円、特別料金は 2000 円でした。「駐車料金が 2 倍になっても使いたい」というアンケートに従った結果、差額まで 2 倍になっているのです。この間、組合は、子育て・介護のための特別料金を 3500 円に下げろを要求してきましたが、法人は、納得してくれません。下げない理由として、法人は、三つの理由を示してきました。

- ① 立体駐車場建設費の返済を賄うために必要な入構料の設定金額は、松本キャンパス交通対策部会において検討し、大学の決定事項である。
- ② 当初より片道2km 未満でも子育てや介護中の方の自家用車通勤を認めており、値上げ幅も一律に 2.5 倍ではなく、2.25 倍に抑えた点が配慮に相当するため、4,500 円は妥当と考える。
- ③ この件に限らず、何事も 全ての意見を反映し、全員が必ず納得した状況で物事を進めることは困難である。

これらに対しては、以下の反論が可能です。

- ① もう一度検討をして、新たに決定をしていただければよい。
- ② そもそも、差額も含めて一律に二倍にするという判断に問題があるのであって、職員が信州大学で就労するための駐車場料金として、4500 円は高い。言われている「配慮」は、配慮になっているのか疑問。
- ③ 子育て・介護のために利用せざるを得ない職員の駐車場利用料金を 1000 円下げることに反対する人があまりいるとは思えない。(そもそも、法人側の理由③は、理由として提示されるべき内容でしょうか？！)

法人は、「なお、仮に値下げを実施した場合、他の教職員の入構料にも影響が出る可能性があるため、これ以上ご意見をいただいても変更は致しかねます」と答えてきました。しかし、50 人の駐車場料金を 1000 円下げた場合、残りの 2000 人の人の駐車場料金にどの程度影響がでるものなのでしょうか。

法人の対応は、子育て・介護の重要性を十分に理解しているとは思えません。ここは、ぜひ、職員のみならずのご意見をいただきたいと思います。組合員・非組合員問わず、この問題について、組合にぜひご意見を届けてください。意見を届けたことについての秘密は守られます。意見が多く集まれば、法人側も態度を変えるかもしれません。何卒よろしくお願いいたします。

